

社会資本総合整備計画（地域住宅支援）

おきなわけん ほくぶちいき ていじゅうじょうけん せいび  
沖縄県北部地域における定住条件の整備

おきなわけん ほくぶちいき じうたくけいかく  
（沖縄県北部地域住宅計画）

なごし くにがみそん なきじんそん  
名護市、国頭村、今帰仁村

平成24年7月

(参考様式2) 社会資本総合整備計画 (地域住宅支援)

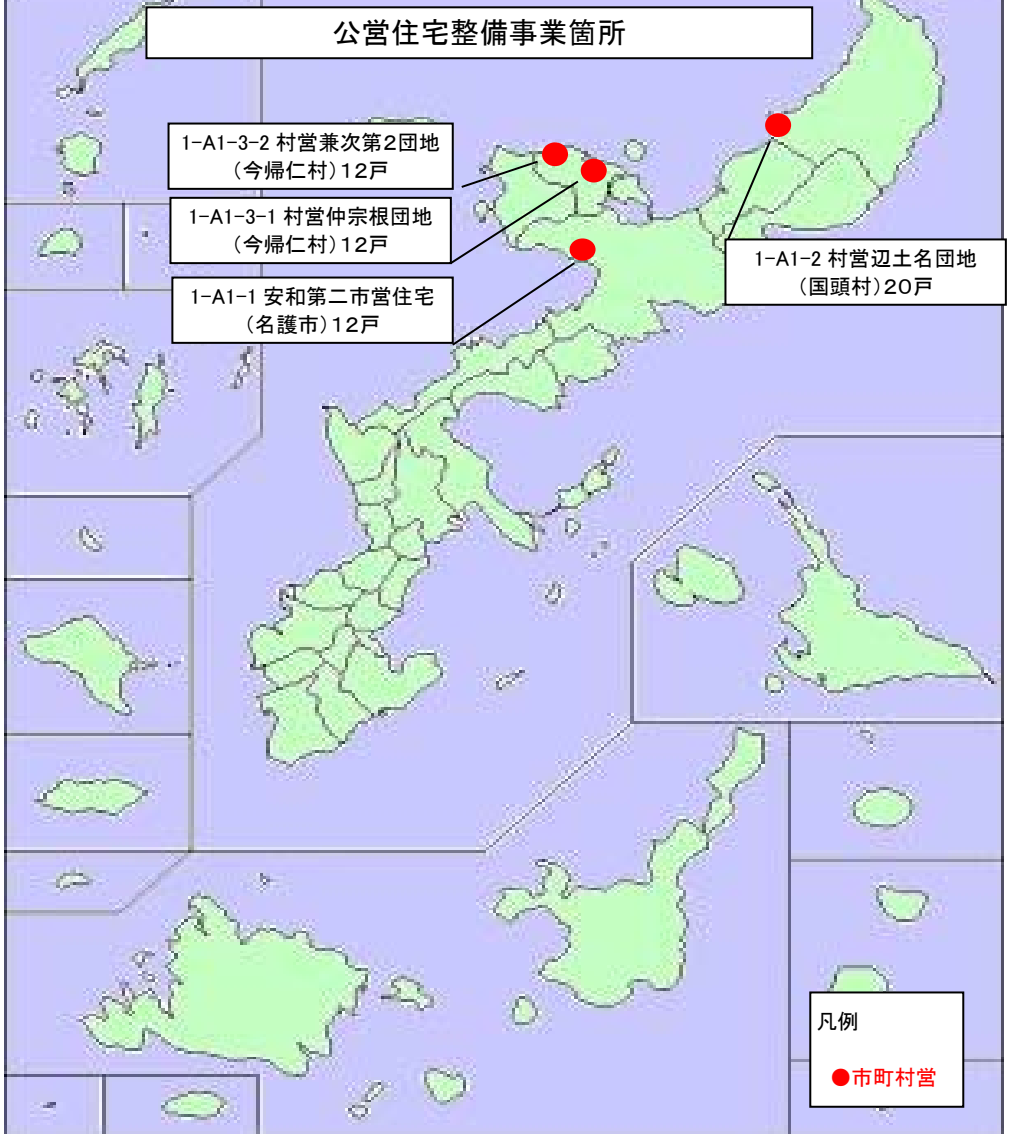
※地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 (平成17年法律第79号) 第6条第1項に基づく「地域住宅計画」を含む場合は別様式○を参考とすること

平成 24 年 07 月 13 日

計画の名称	1 沖縄県北部地域における定住条件の整備																							
計画の期間	平成24年度 ~ 平成28年度 (5年間)					交付対象	名護市、国頭村、今帰仁村																	
計画の目標	『北部における生活環境基盤の整備により安全・安心・快適な生活空間を創出し、定住人口維持・拡大に資する。』																							
計画の成果目標 (定量的指標)	沖縄県北部圏域において公営住宅に入居する若年層 (0~49歳まで) 世帯の増加																							
定量的指標の定義及び算定式	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (H24当初)</th> <th>中間目標値</th> <th>最終目標値 (H28末)</th> </tr> <tr> <td>北部圏内の公営住宅に入居している若年層の世帯数</td> <td>1,543 世帯</td> <td>-</td> <td>1,575 世帯</td> <td>※中間目標は任意</td> </tr> </table>												定量的指標の現況値及び目標値			備考	当初現況値 (H24当初)	中間目標値	最終目標値 (H28末)	北部圏内の公営住宅に入居している若年層の世帯数	1,543 世帯	-	1,575 世帯	※中間目標は任意
	定量的指標の現況値及び目標値			備考																				
	当初現況値 (H24当初)	中間目標値	最終目標値 (H28末)																					
北部圏内の公営住宅に入居している若年層の世帯数	1,543 世帯	-	1,575 世帯	※中間目標は任意																				
全体事業費	合計 (A+B+C)	1,290	A	1,290	B	0	C	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)		0.0%														
<b>交付対象事業</b>																								
<b>A 基幹事業</b>																								
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考										
								H24	H25	H26	H27	H28												
1-A1-1	住宅	一般	名護市	直接	名護市	地域住宅計画 (沖縄県北部地域) 公営住宅整備事業 (基幹事業)	公営住宅の建設 12戸						282											
1-A1-2	住宅	一般	国頭村	直接	国頭村	地域住宅計画 (沖縄県北部地域) 公営住宅整備事業 (基幹事業)	公営住宅の建設 20戸						473											
1-A1-3-1	住宅	一般	今帰仁村	直接	今帰仁村	地域住宅計画 (沖縄県北部地域) 公営住宅整備事業 (基幹事業)	公営住宅の建設 12戸						241											
1-A1-3-2	住宅	一般	今帰仁村	直接	今帰仁村	地域住宅計画 (沖縄県北部地域) 公営住宅整備事業 (基幹事業)	公営住宅の建設 12戸						241											
1-AB1-1	住宅	一般	名護市	直接	名護市	地域住宅計画 (沖縄県北部地域) 公営住宅整備事業 (提案事業)	公営住宅整備事業における用地取得						50											
1-AB1-2	住宅	一般	国頭村	直接	国頭村	地域住宅計画 (沖縄県北部地域) 公営住宅整備事業 (提案事業)	公営住宅建替事業に伴う移転費助成等						3											
								基幹事業		計	1,237													
								提案事業		計	53													
								合		計	1,290													

B 関連社会資本整備事業											事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考		
										H24	H25	H26	H27	H28				
																・		
																・		
合計															□□			
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考		
C 効果促進事業												事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考		
										H24	H25	H26	H27	H28				
																・		
																・		
																・		
合計															☆☆			
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考		

(参考様式3) 地域住宅支援 (地域住宅計画)

計画の名称	1 沖縄県北部地域における定住条件の整備		
計画の期間	平成24年度 ~ 平成28年度 (5年間)		
		交付対象	名護市、国頭村、今帰仁村
<p>●地域住宅計画に基づく事業</p> <p>1-A1 公営住宅整備事業 公営住宅の設計・建設を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 名護市</li> <li>2 国頭村</li> <li>3 今帰仁村</li> </ol>		<p>公営住宅整備事業箇所</p>  <p>1-A1-3-2 村営兼次第2団地 (今帰仁村) 12戸</p> <p>1-A1-3-1 村営仲宗根団地 (今帰仁村) 12戸</p> <p>1-A1-1 安和第二市営住宅 (名護市) 12戸</p> <p>1-A1-2 村営辺土名団地 (国頭村) 20戸</p> <p>凡例 ●市町村営</p>	

# 社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 沖縄県北部地域における定住条件の整備

事業主体名: 名護市、国頭村、今帰仁村

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新      イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ⑤ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保      エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進      ⑥ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上      イ 60～79点      ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	○
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)